

交付申請書作成に当たっての注意事項

- 1 交付申請書等の作成に当たっては、「記入例」を参照してください。
- 2 当補助金は、あくまでも予算の範囲内での補助金交付となります。
交付申請額どおりの交付決定がされない場合もありますので、御留意願います。
- 3 交付決定額の算定に係る作成件数については、次の点に御留意の上、申請書を作成願います。
○令和6年4月～令和7年1月 …… 実績件数
○令和7年2月・3月 …… 見込件数
※ 見込件数の算出について、令和6年4月～令和7年1月の実績件数の平均数によらない場合は、算出方法を示した別紙（様式自由）を併せて提出してください。
※ 見込件数について、その算出方法が適当でないと認められる場合、令和6年4月～令和7年1月の実績件数の平均数を大幅に上回っている場合、前年度の実績から大幅にかい離している場合等は交付決定金額の減額を行うことがあります。
- 4 措置入院者の定期病状報告書については、県の精神医療審査会への提出分が対象（定期病状報告書左上の宛てが「千葉県知事」となっているもの）です。他の都道府県知事や千葉市長宛ての病状報告書の件数は計上しないでください（千葉県知事による措置入院者分が対象です。）。
- 5 書類の提出に当たっては、千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉推進班あて電子メールにて送付してください。
【メールアドレス】seisinhf@mz.pref.chiba.lg.jp
※ 誓約書(第1号様式別紙2)及び役員等名簿(第1号様式別紙3)は、電子メールと併せて、押印したものを郵送でも提出してください。
【郵送先住所】〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉推進班